

令和6年度児童福祉施設（認可保育所）の指導監査結果

第1章 指導監査の方針

1 指導監査の意義と目的

児童福祉施設には、児童福祉法による設置目的に沿って、サービスの質の向上に努めながら、利用者に適切な処遇を行うことが求められます。また、施設が有する専門的機能や福祉情報を積極的に地域社会に提供し、地域の福祉活動の拠点としての機能を果たす等、児童福祉事業の主たる担い手として多様な役割を果たしていくことに大きな期待が寄せられています。

その期待に応えるためには、安定的、継続的な施設運営と、施設運営等に係る委託費等の目的に即した適切な事業の実施及びコンプライアンス重視の姿勢が不可欠です。

こうしたことから、市では、児童福祉法第46条第1項及び児童福祉法施行令第38条その他関係法令の規定に基づき指導監査を実施しています。

2 指導監査実施の経緯

平成20年4月1日に市が中核市に移行したことに伴い、それまで岩手県において実施されていた児童福祉施設の指導監査に係る事務が市に移譲されたことから、平成20年度から市において指導監査を実施しています。

3 児童福祉施設（認可保育所）に係る指導監査重点事項

I 適切な利用者処遇の確保について

- (1) 苦情受付窓口設置等の苦情解決体制の整備及び苦情に対する具体的な対応状況
- (2) 事故発生、再発防止のための取組及び施設内の安全管理の状況（乳幼児突然死症候群（SIDS）対策を含む。）
- (3) 施設内感染症対策（予防及び発生時）の実施状況

II 職員処遇の充実等について

- (1) 職員倫理及び利用者処遇に係る職員研修の実施状況
- (2) 職員の確保及び定着化への取組状況

IV 健康・安全・給食について

- (1) 健康の保持増進に関する取組状況
- (2) 火災・地震・水害・土砂災害等を含む非常災害対策の取組状況
- (3) 給食の適切かつ衛生的な提供に関する取組状況

第2章 指導監査の結果

1 指導監査の実施状況及び指摘事項の概要等

所管施設数（認可保育所）（A）…36施設（令和7年3月31日時点）

指導監査実施施設数（B）…36施設

所管施設数に対する立入調査実施施設数の割合

$$(B) / (A) \times 100 = 100.0\%$$

			施設数	割合
文書指摘・口頭指導【あり】の施設数			15	41.7%
(内訳)	文書指摘のみ		(6)	(16.7%)
	口頭指導のみ		(4)	(11.1%)
	文書指摘及び口頭指導		(5)	(13.9%)
文書指摘・口頭指導【なし】の施設数			21	58.3%
指導監査実施施設数			36	

※ 割合は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合があります。

＜指摘事項の内容及び件数＞

	文書指摘	口頭指導	合計	割合
適切な児童処遇の確保の状況	0	2	2	7.4%
1. 苦情受付窓口の設置など苦情解決処理への対応状況	(0)	(1)	(1)	(3.7%)
2. 全体的な計画及び指導計画の作成状況	(0)	(1)	(1)	(3.7%)
入所者の生活環境等の確保の状況	5	0	5	18.5%
1. 入所者の安全・快適な生活空間の確保の状況	(5)	(0)	(5)	(18.5%)
施設の運営管理体制の状況	8	5	13	48.1%
1. 管理規程、経理規程等の整備及び運用の状況	(1)	(5)	(6)	(22.2%)
2. 運営費の適正運用及び弾力運用の状況	(7)	(0)	(7)	(25.9%)
必要な職員の確保と職員処遇の状況	0	5	5	18.5%
1. 給与規程等の各種規程の整備状況	(0)	(1)	(1)	(3.7%)
2. 通勤・住宅手当等の各種手当の規定及び支出の状況	(0)	(4)	(4)	(14.8%)
防災対策への取組状況	0	2	2	7.4%

1. 消防計画の策定の状況	(0)	(1)	(1)	(3.7%)
2. 非常災害計画の項目及び実効性	(0)	(1)	(1)	(3.7%)
合計件数	13	14	27	100.0%

※ 割合は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合があります。

2 主な指摘事項

令和6年度の指導監査において、確認された指摘事例を抜粋して紹介します。

事例 番号	分類	指摘内容	項
1	事故防止の指針の整備、 事故発生防止及び発生時 の対応措置状況	発生した事故について、本市子育てあんしん課に報告していない	4
2	安全計画の策定等	安全計画が策定されていない、又は安全計画に基づく取組の内容等を保護者に周知していない。	5
3	管理規程、経理規程等の 整備及び運用の状況	運営規程に規定すべき項目について、不足がある、又は実態と整合していない	6
4	通勤・住宅手当等の各種 手当の規定及び支出の状 況	職員への給与について、支給根拠を給与規程に規定していない	7

<用語解説>

法	児童福祉法（昭和22年法律第 164号）
施行規則	児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）
基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）

事例番号	1	分 類	事故発生防止及び発生時の対応措置状況
指摘内容	発生した事故について、本市子育てあんしん課に報告していない。		
指 摘 例	令和6年●月●日に園内で発生した事故により医療機関を受診した事例について、本市子育てあんしん課に報告していないことを確認したので、速やかに報告すること。		
解 説	報告の必要のある事故について、本市子育てあんしん課に報告していなかった事例です。		
	保育中に起きた事故等のうち、次に該当するものは報告の必要があります。		
	特に、①、②及び③については、保育所から市への報告後、さらに市からこども家庭庁に報告することとなりますので、速やかに所定の様式による報告を行ってください。		
		事故等の内容	
	①	死亡事故	
	②	意識不明事故 (どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの。)	
③	治癒に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等		
④	①、②及び③以外の重篤ではない事故等 (例：保育中の怪我による受診を伴う事故や疾病、誤食等)		
改善方法	報告の必要な事故について、職員間で情報共有をしてください。		
基準等	特定教育・保育施設等における事故の報告等について（通知）（令和7年3月21日付けこ成安第44号、6教参学第51号） 特定教育・保育施設等における事故の報告等について（通知）（令和6年6月11日付け6盛福子育号外）		

事例番号	2	分 類	安全計画の策定等
指摘内容	安全計画が策定されていない、又は安全計画に基づく取組の内容等を保護者に周知していない。		
指 摘 例	(1) 安全計画が策定されていないことを確認した。乳幼児の安全の確保に配慮した保育を実施するためにも安全計画を策定し、職員に対して周知するとともに、保護者に対して安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。 (2) 安全計画に基づく取組の内容等について、保護者に対し周知していないことを確認した。乳幼児の安全の確保に配慮した保育を実施するためにも、施設内に安全計画を掲示する等により、保護者への周知を図ること。		
解 説	施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画「安全計画」を策定し、当該計画に基づく取組の内容等について、保護者に対し周知してください。策定後において、安全計画を定期的に見直し、必要に応じて変更することも肝要です。 また、職員に対しても、当該計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施する必要があります。 ※ 安全計画のひな型について、市ホームページ（広報ID1042120）に掲載しておりますのでご参照ください。 参考通知 保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について（通知）（厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室発出 令和4年12月16日付け事務連絡）		
改善方法	安全計画を策定し、保護者に対しても周知を行ってください。		
基準等	基準第6条の3（安全計画の策定等）		

事例番号	3	分類	管理規程、経理規程等の整備及び運用の状況
指摘内容	運営規程に規定すべき項目について、不足がある、又は実態と整合していない。		
指 摘 例	(1) 運営規程において規定すべき次の項目について、規定されていないことを確認したので、規定すること。 ・職員の職種、員数及び職務の内容（看護師） ・保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額（保育短時間の場合の延長保育に係る利用者負担金） (2) 運営規程に規定している保護者から受領する費用の額（給食費）について、実態と差異があることを確認したので、実態と整合を図ること。		
解 説	運営規程に規定すべき項目が不足している、又は実態と整合していない事例です。 児童福祉施設の設備及び運営の基準第13条第2項において、運営規程に盛り込むべき項目として、次のとおり規定されています。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員 (7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他施設の運営に関する重要事項 運営規程の内容について、実態及び重要事項説明書と整合しているか確認してください。なお、内容を変更する場合、本市子育てあんしん課にあらかじめ届け出てください。		
改善方法	(1) 運営規程に上記項目が規定されているか確認してください。 (2) 運営規程の内容について、実態と整合しているか確認してください。		
基準等	基準第13条第2項（児童福祉施設内部の規程）		

事例番号	4	分類	通勤・住宅手当等の各種手当の規定及び支出の状況
指摘内容	職員への給与について、支給根拠を給与規程に規定していない。		
指 摘 例	〇〇手当について、給与規程第〇条に規定していない事務職員に対して支給していることを確認した。支給根拠が明確ではない手当を支給していることから、規程と実態が整合するよう所要の措置を講じること。		
解 説	職員への給与について、支出根拠を給与規程に規定していない事例です。 労働基準法第89条に、「常時10人以上の労働者を使用する使用者は、賃金の決定（臨時の賃金を除く。）、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。」と規定されています。 なお、この場合の「賃金」とは、同法第11条に、「賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。」と定義されています。 また、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日雇児発0903第6号）に、委託費の弾力運用の要件の1つとして、「給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等人件費の運用が適正に行われていること」と規定されています。 実態と整合するように、給与規程を作成してください。		
改善方法	(1) 給与の支給根拠を、給与規程に適切に規定しているか確認してください。 (2) 給与規程について、事実と整合しているか確認してください。		
基準等	(1) 労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第89条 (2) 子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成27年9月3日付け雇児発0903第6号）		

第3章 適正な施設運営のために

児童福祉施設（認可保育所）がその設置の趣旨に沿って事業の公共性と適正な運営を確保するためには、「児童福祉法」をはじめ、「児童福祉施設の設備及び運営の基準」や「保育所保育指針」及びこども家庭庁通知等をよく理解し遵守しなければなりません。

施設の運営は、委託費等を主たる財源として行われる極めて公共性の高いものであることから、その経理状況及び経営状況を常に明らかにし、会計の透明性と公平性を確保する必要があります。

また、利用者の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するためには、保育の質の向上に努めなければなりません。そのためには、「計画の作成」・「実践」・「保育士及び保育所の自己評価」・「改善」のサイクルを繰り返し、外部研修や内部研修を行うことで、職員の資質の向上に努める必要があります。

市としましても、保育所における保育の質の向上や適切な事務処理等が行われるよう、施設運営に有効となる情報提供等を行っていきたいと考えています。

今後とも、認可保育所を利用している利用者の最善の利益を第一に施設運営を行うようお願いします。